

## 新行政改革大綱（案） 県政運営の改革方針との主な相違点

### 1 目的・目標を頂点として体系化

下表【体系の相違点】のとおり、新行政改革大綱（案）においては、3つの目標それぞれから直接具体的な改革まで体系立てることで、当該具体的な改革はどんな目標を目指しているか明確にした。

| 【体系の相違点】  |   |
|---|---|
| 県政運営の改革方針   | 新行政改革大綱（案）  |
| <p>はじめに（県を取り巻く環境・現状）</p> <p>↓</p> <p>基本的考え方（県政の刷新）</p> <p>↓</p> <p>県政を改革する3つの方針<br/>（全改革を通じた方針。それぞれからは改革・取組には結びつかない）</p> <p>①「対話と協調」・「理解と連携・協力」による行政の推進</p> <p>②スピードとコスト意識を持った行政の推進</p> <p>③地方分権を担うにふさわしい活力ある行政の推進</p> <p>県政を改革する3つの取組</p> <p>1 行政の役割改革 →取組事項</p> <p>2 県庁改革 →取組事項</p> <p>3 財政改革 →取組事項</p> | <p>目的（課題に対応し、さらにはばたく）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「4改革に当たっての取組姿勢」に集約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3つの目標</p> <p>目標1 県民目線の県政の実施→具体的な改革</p> <p>目標2 「仕事の仕方」の改革→具体的な改革</p> <p>目標3 健全な財政運営の維持→具体的な改革</p> |

### 2 具体的な改革項目の相違点

#### (1) 項目数

- ① 194項目 → 38項目
- ② 改革の対象となりうるものを掲げ、以下のものを除いた。
  - ア 22年度までに改革を終えたもの  
例：市町村合併、市町村長会議の開催、ぐんまちゃん家開設、県ホームページの充実 等
  - イ 必ずしも改革とはいえないもの（所管所属の通常業務、事業的なもの）  
例：国内外への観光情報発信、統合型地理情報システム充実 等

#### (2) 新行政改革大綱(案)における新たな項目

- 改革1 (1) 政策に県民意見を反映させる機会の拡大
- 改革2 (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進
- 改革3 (3) 近隣都県間の広域連携
- 改革6 (2) 内部管理経費の節減（内容的に新規）
- 改革6 (3) エネルギー使用量の削減
- 改革9 (1) 国関係法人への支出の総点検

### 3 実施計画の対比

- (1) 現状・課題を示したこと
- (2) 「達成すべき成果1・2」を設けたこと
- (3) 事後の評価を前提としたこと  
県政運営の改革方針：評価を前提とせず結果を示すのみ。